

栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に係る 暫定保管場所の選定に向けて（案）

令和 2 年 6 月 26 日
環 境 省

1. 指定廃棄物の保管農家の負担軽減策について

指定廃棄物は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づき、国が処理を行う。また、同法の基本方針（平成 23 年 11 月 11 日閣議決定）において、指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内において行うことが定められている。

栃木県では、牧草などの農林業系副産物や焼却灰等の指定廃棄物を保管いただき、これらの指定廃棄物は一時保管がひっ迫していることから、国が栃木県内に長期管理施設を 1 箇所設置して処理を行うこととしている。このため、数回にわたる市町長会議での御議論等を経て、平成 25 年 12 月 24 日には長期管理施設の詳細調査候補地の選定手法を確定し、平成 26 年 7 月 30 日に、詳細調査候補地（塩谷町寺島入）を公表したところである。

しかしながら、現時点で詳細調査は実施に至っておらず、栃木県における長期管理施設の整備までには相当な期間を要することが見込まれるが、それまでの間は各市町での保管をお願いする状況が続くこととなる。

こうした中、平成 30 年 11 月 26 日に開催した「栃木県における指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する市町長会議」において、長期管理施設を県内 1 箇所に整備する方針は堅持しつつ、特に負担の大きい農家が保管している農業系指定廃棄物については、可能な限り速やかに、中間処理による減容化や集約化等を行うこと等により、負担の軽減を図ることとなった。具体的には、保管農家がある市町単位（又は広域処理組合単位）で、地元の御意向を踏まえ 1 箇所又は数箇所の暫定保管場所を確保し、農家保管の指定廃棄物を（必要に応じ減容化した上で、）集約すること、そして、集約のあり方、暫定保管の場所、減容化の方法、保管の方法等については、市町の御意向、御提案に基づき、環境省・県・市町とで協議し、連携して対応することとなった。

その後、令和元年 7 月 2 日に開催された「指定廃棄物の保管農家の負担軽減策に関する副市町長会議」において、集約に向けた検討に当たり、住民への安全性の説明、減容化や保管方法の決定等のため、指定廃棄物の放射能濃度を把握する必要があることから、放射能濃度の再測定を実施する方針が了承された。当該実施方針に基づき再測定を実施し、その結果については令和 2 年 3 月 19 日に公表したところである。

2. 指定廃棄物の集約に向けた暫定保管場所の選定の考え方

(1) 選定に際し留意すべき事項

まず、農家保管の指定廃棄物の集約はあくまで暫定的な保管であり、将来的には国が県内1箇所を整備する長期管理施設へ搬出することが前提である。その上で、暫定保管場所の選定に当たっては、安全な保管等に万全を期すため、地すべり、地震、洪水等の自然災害が生じうる地域、特に貴重な自然環境の保全や史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域に留意することとする。

また、暫定保管場所の選定に当たっては、保管等に必要な面積の確保等に留意することが必要である。その際、放射能濃度の再測定の結果を踏まえた検討を行うとともに、焼却、乾燥圧縮等の減容化を行う場合の方法、現在の一時保管場所以上の安全性が確保される保管強化措置を講じる場合の方法について考慮に入れることが必要である。

具体的に留意すべき事項としては以下のとおりとする。

①自然災害のおそれ（地形・地盤に起因する自然災害を考慮）

指定廃棄物の保管を行うに当たっては、安全な保管に万全を期すため、気象災害や地震・火山噴火などの自然力によりいろいろな地形や地盤条件の地表面に作用する事象が生じうる地域に留意する。

気象災害に起因するものとしては地すべり、斜面崩壊、土石流、洪水、雪崩等がある。また、自然力に起因するものとしては、構造物に大きな力を与える地震があり、火山の噴火に起因するものとして溶岩流、火砕流、岩屑なだれ等がある。

なお、どの地域においても発生する可能性のある自然災害（台風、竜巻、大雨、落雷等）については、これらの事象そのものを対象とするのではなく、暫定保管場所の設計・構造により対応することが適当である。

②自然環境の保全（特に優れた自然環境の保全に及ぼす影響を考慮）

指定廃棄物の暫定保管場所を整備することで、特に優れた貴重な自然が失われる等、自然環境・風致の保全、鳥獣・希少野生動植物の保護又は生息地の保全、国有林等の保全の観点から、自然環境保全に特に影響を及ぼすおそれがある地域については留意する。

③史跡・名勝・天然記念物等の保護（歴史上または学術上価値の高い遺跡等の保護に及ぼす影響を考慮）

指定廃棄物の暫定保管場所を整備することで、歴史上学術価値の高い遺跡、芸術上または鑑賞上価値の高い庭園、橋梁等の名勝地ならびに学術上価値の高い動植物及び地質鉱物で保護を図っている記念物等、史跡・名勝・天然記念物の保護に影響を及ぼすおそれがある地域については留意する。

④必要面積の確保等

ア. 各市町の保管箇所数及び保管量を踏まえた必要面積の確保

放射能濃度の再測定の結果を受け、可能な部分については指定解除の仕組みを活用していくことも含め検討を行いつつ、市町単位（又は広域処理組合単位）ごとに異なる保管箇所数や保管量、減容化を行う場合の手法（焼却、乾燥圧縮等）を踏まえ、必要面積が確保できる土地である必要がある。減容化を行う場合において、関連施設を併せて整備する場合には、そのための用地も併せて必要となる。また、現在の一時保管場所以上の安全性が確保される保管強化措置を講ずる場合には、当該措置に応じた面積が必要となる。

なお、市町単位（又は広域処理組合単位）で数箇所の暫定保管場所を選定する場合には、1箇所当たりの必要面積はそれに応じたものとなる。

イ. 公道からのアクセス、減容化を行う場合の水道・電力の取得

暫定保管場所への集約に際しては、運搬車両による搬入が必要となることから、当該車両による公道からのアクセスが確保される必要がある。また、減容化を行う場合においては、減容化の手法に応じて水や電力を必要とすることから、それが取得できることが必要となる。

（２）指定廃棄物の暫定保管場所の選定

暫定保管場所は、（１）を踏まえ、以下の①～④のうち、国・県・各市町において協議の上、合意を得られた一定の場所とする。

＜暫定保管場所の候補となり得る土地＞

- ①現在、指定廃棄物が保管されている公共施設の土地
- ②公有地（国有地、県有地、市町有地）
- ③現在の農家の保管場所がある土地（保管に使用することへの対価の支払いあり）
- ④その他市町固有の事情により、地元合意が得られる可能性のある土地